公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年11月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：バングラデシュ国包摂的リスク緩和・マイクロ保険プロジェクト

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：バングラデシュ国包摂的リスク緩和・マイクロ保険プロジェクト

調達管理番号：26a00845

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年11月11日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．　競争に付する事項

（１）業務名称：バングラデシュ国包摂的リスク緩和・マイクロ保険プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2027年2月　～　2030年1月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の13%を限度とする。

３）第３回（契約締結後25か月以降）：契約金額の13%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2027 年度（2027 年 6 月頃）

２）2028 年度（2028 年 6 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部　ジェンダー平等・貧困削減推進室

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年11月17日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年11月18日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月24日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年12月7日　12時まで
5	プレゼンテーション	2026年12月10日13時30分 ～16時00分（予定）
6	評価結果の通知日	2026年12月16日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

３． 競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

詳細計画策定調査（評価分析）の受注者が法人の場合

「バングラデシュ国 包摂的リスク緩和・マイクロ保険プロジェクト詳細計画策定調査（金融包摂／評価分析）」（調達管理番号：26a00370）の受注者（一般社団法人アクセスアドバイザリージャパン）

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/1ij2fDxkKp

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６． プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00845_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFに

パスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して**、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	災害マイクロ保険の開発、改善、提供にあたり検討・留意すべき事項と、例として災害を洪水とした場合に、関連マイクロ保険の開発・提供に関する具体的な適用法や方針の提示	第4条2 （1）②
2	女性会員向けサービスのアクセス性、質及び効果を改善に向け資金供与及び能力強化支援を行う財務省傘下の中核支援機関であ	第4条2 （1）④

	るポリ・コールモー・ショハヨーコ基金（Palli Karma-Sahayak Foundation、以下「PKSF」）及びPartner Organizations（以下、「POs」）の組織能力の強化で重視する側面や内容、方法	
3	低所得層（特に女性メンバー）に対するリスク及び保険を含むリスク軽減策に関する認識・理解促進、行動変容の促進の具体的な内容と方法	第4条2 （1）⑤
4	本邦研修または第三国研修における具体的な内容と方法	第4条2 （2）
5	プロジェクト全体および成果2,3,4,5におけるモニタリング、効果およびインパクトの把握に係る具体的な内容と方法	第4条2 （3）②

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2026年7～8月

・RD署名：2026年11月4日

別紙１「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）想定する具体的な事業連携

本事業の実施に当たっては、以下との連携を前提とする。

① 国連開発計画（United Nations Development Programme、以下「UNDP」）が主導する「マイクロ保険規制枠組み開発イニシアチブ」：定期協議へのPKSF及びプロジェクトチームの同席機会の確保並びに規制当局（保険開発規制局（Insurance Development and Regulatory Authority、以下「IDRA」）、マイクロクレジット規制庁（Microcredit Regulatory Authority、以下「MRA」。）との対話促進を通じた連携を図ること。ただし、本事項に関する分野は長期専門家を配置予定（別添１参照）であるため、密な連携を図ること。

② 世界銀行（Recovery and Advancement of Informal Sector Employment（以下「RAISE」）等）及びアジア開発銀行（Asian Development Bank、以下「ADB」）：PKSFに対する既存の大型支援との重複を回避し、必要に応じて相互補完的な連携を図ること。

これらに加え、他ドナー、民間保険会社、学術機関等との連携可能性について、受注者の知見に基づく具体的な提案を求める。

（２）実施体制及び業務分担

専門家チームは、チーフ・アドバイザー／リスク軽減サービス、保険開発・マネジメント、ジェンダー、保険政策・制度（長期専門家派遣予定）、研修企画／業務調整の各分野で構成する。PKSF側の実施体制はSpecial Program（Social）チームを中心とし、PKSF及びPOsの二層構造（主にPKSFが制度設計、POsが末端サービス提供を担う）を前提に、各成果に係る業務分担、成果横断的活動を行う。

成果6において設置するワーキンググループについては、規制当局（IDRA、MRA）の参加可否が本事業開始後の協議結果に左右されるため、受注者は、参加が得られない場合の代替的な運営形態（関係者を招集する定期協議形式等）を含めた具体的な包括的なプロジェクト運営方法を、PKSFとの持続的な協議を踏まえて具体化すること。

（３）当該分野の協力における従来にないチャレンジ

- 本事業は、2019 年から 2025 年に実施された JICA 技術協力プロジェクト「金融包摂強化プロジェクト」（Inclusive Risk Mitigation Program for Sustainable Poverty Reduction、以下「IRMP」）で構築されたプール基金（以下、「Solatium Fund」という）の運用による準マイクロ保険サービスを、マイクロ保険に関する規制が十分整備されていない中で、規制当局とのパイロット設計および実施に係る密な調整、サンドボックス[2]申請・許諾等を含む手続きに関する円滑な連携を行いながら、規制上も受容される制度へと発展させる点に特徴と難しさがある。受注者は、保険政策・制度分野を担当する長期専門家が担当する規制枠組みへの取り組みとの連携を前提に置いた、各成果の進め方を具体的に提案すること。

（４）案件実施上に支障を与えかねない課題

以下の点は、事業実施上のリスクとして特に留意すること。

① Solatium Fund の運用再開に必要な理事会承認が現時点において PKSF で得られておらず、資金プールの前提が不確定であること。

② 成果 2 で予定している災害対応リスク軽減サービスの開発・運用は、その主体の

[2] IDRAが想定する規制サンドボックスは、革新的な保険商品や提供モデルについて、規制当局による監督の下で限定的な実証を認める枠組みである。本案件では、保険販売におけるMFI活用に係る正式な規制枠組みが未整備であることから、サンドボックス制度を活用してパイロット事業を実施し、運営手法や利用者保護上の課題等に関する実証結果を、将来的な規制策定に反映させることが想定されている。

範囲をめぐり、IDRAとの間で議論がある。よって、本案件のパイロットや制度化の方向性については、民間の保険会社とMFIsのパートナーシップによるもの等を踏まえた様々な可能性の検討が必要であり、また、その関係で規制当局とより広く協議・調整が求められる。

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１に関わる活動

活動1-1：対象地域における住民、特に女性のニーズ、状況及びリスクに対する理解・対処実践に十分配慮しつつ、現行のSS提供状況の評価が実施される。

活動1-2：集中的な支援・モニタリングの対象として、PHCPの一部支店が選定される。

活動1-3：活動1-1及び1-2の結果に基づき、より包摂的で女性に配慮した、効果的な方向性でSSを改善するための改善策が提案される。＊成果4の一部活動の結果もここに反映される。

活動1-4：活動1-3に基づき、継続的な改善を伴いながら、改善されたSSが対象住民に提供される。

活動1-5：SSの提供状況が集中的にモニタリング・評価され、SSの継続的な改善及び展開に活かされる（1-4及び1-6に還元される）。

活動1-6：サービス提供の継続及び今後の発展のため、SSガイドライン及びその他の関連参考資料が改訂又は新規に作成される。

② 成果２に関わる活動[3]

活動2-1：災害マイクロ保険のあらゆる実施スキームの可能性を検討するため、実行可能性調査が実施される。

活動2-2：メンバーの災害マイクロ保険に対するニーズと、実際の対処行動

[3] PKSFおよびPOsは、サイクロンに加えて洪水や干ばつにも対応する災害保険の開発に強い意欲を示している。一方で、実施スキームや対象災害は、保険数理データの収集・分析を経て決定する整理であり、リスクプール基金の再開やデータの質や量の検討、規制当局との綿密な調整が必要といった留意点も残る。これらの点を踏まえた上で、PKSFから優先度が高い災害の一つとして挙げられた洪水を例とした場合の具体的な提案を求める。

との間のギャップを特定するためのニーズ調査が実施される。

活動2-3：対応する気候変動関連災害の種類、パイロット地域、パイロット参加POs及び支店、並びに必要に応じてその他関係機関が決定される。

活動2-4：改善されたCSを含む、選定された災害に対応する新規マイクロ保険のプロトタイプ開発の準備（データ収集・分析、組織間調整等）が実施される。

活動2-5：改善されたCSを含む新規災害マイクロ保険のプロトタイプが設計され、それぞれのガイドラインが策定される。

活動2-6：開発・修正されたサービス運営について、PKSF及びPOsのスタッフ・マネジメント、並びに必要に応じてその他関係者に対する研修が実施され、その過程でパイロットテスト計画が策定される。

活動2-7：改善点を特定するため、プロトタイプのテストが実施される。

活動2-8：新規マイクロ保険のリリースに向け、研修並びに商品設計、提供、データフロー及び調整に関する修正が行われる。

活動2-9：改善されたCS及び新規開発された災害マイクロ保険の提供状況が定期的にモニタリング・評価され、継続的な改善及び展開に活かされる。

活動2-10：ロールアウトに向け、ガイドライン及びその他の関連参考資料が最終化される。

成果2に係るFeasibility確認調査(活動2-1)およびパイロットの想定規模は以下のとおり。

目的	成果2の達成に資するFeasibility確認調査及びパイロット活動の実施
実施回数等	Feasibility確認調査1回、一種類の災害に対するパイロットを想定
その他	対象地域、対象災害、保険設計、調査関係者の選定、開催時期および期間等はPKSFと協議の上、決定する。 また、パイロット実施に伴い、規制当局との事前調整（具体的にはサンドボックスの申請等）が必要になることに留意する。具体的な内容は第3章 2.（4）配布資料/公開資料等を参照すること。

③ 成果３に関わる活動

活動3-1：マイクロ保険管理に関するPKSF及びPOsスタッフの知識・スキル、マイクロ保険の財務的持続可能性、並びにデータに基づく運営について、組織診断が実施される。

活動3-2：マイクロ保険の設計、管理及び提供におけるPKSF及びPOsスタッフの能力開発のための改善策が提案される。

活動3-3：マイクロ保険の財務的持続可能性を確保するための改善策が提案される。

活動3-4：マイクロ保険の設計、運営及び効果の継続的な改善のため、データに基づく運営を強化する改善策が提案される。

活動3-5：活動3-2、3-3及び3-4で提案された改善策が実施される。

活動3-6：持続的な効果を生み出すため、提案された改善策の実施プロセスが定期的にモニタリングされ、プロセスの改善が図られる。

活動3-7：今後のマイクロ保険運営のため、参考資料及びツールが作成され、継続的に更新される。

成果3に係る現地研修の想定規模は以下のとおり

目的	成果3の達成に資する研修
実施回数	約10回
対象者	PKSF及びPOs
参加者数	約30～40名/回
開催期間	約1～5日/回
実施場所	PKSFと協議の上、決定する。
実施形態	主に対面を想定

④ 成果４に関わる活動[4]

活動4-1：女性メンバーに対するサービスのアクセス性、利用しやすさ及び効果に関する評価が実施される。これには、運営上のボトルネック、グッドプラクティス、及び女性メンバーに効果的に対応するスタッフの能力に影響する要因の特定が含まれる。

活動4-2：活動4-1で実施された評価に基づき、改善策が提案される。

活動4-3：PKSF及びPOsスタッフに対する研修を含む、提案された改善策の実施準備が行われる。

活動4-4：提案された改善策に基づく活動が実施される。

活動4-5：持続的な効果を生み出すため、提案された改善策の実施プロセスが定期的にモニタリングされ、プロセスの改善が図られる。

[4] POsの利用者の約93%は女性であるが、サービスを提供する現場職員は男性が中心であり、UPでは、クレジットオフィサー約160名のうち女性は約26名（約20%）にとどまる。また、融資額や延滞状況などの男女別データも十分に把握されていない。組織体制・研修・データ収集の改善と、女性メンバーへのサービス改善を一体で進める方策が必要であるため、提案を求める。

活動4-6：メンバーの満足度調査が実施される。

活動4-7：活動4-1から4-6までの結果が取りまとめられ、持続的な活用及び継続的な改善のための素案資料及び／又は潜在的なツールに反映される。

成果4に係る現地研修の想定規模は以下のとおり

目的	成果4の達成に資する研修
実施回数	約10回
対象者	PKSF及びPOs
参加者数	約30～40名/回
開催期間	約1～5日/回
実施場所	PKSFと協議の上、決定する。
実施形態	主に対面を想定

⑤ 成果５に関わる活動[5]

活動5-1：POsメンバーのリスク軽減策に関する知識の現状を把握するため、状況評価が実施される。

活動5-2：活動5-1に基づき、「ナッジ・アプローチ」の検討を含む、リスク及びリスク軽減策に関する住民（特に女性）の認識向上、理解促進及び行動変容を促す改善策が提案される。

活動5-3：提案された改善策（教材開発、POs職員向けToT、POsメンバー向け研修等）が実施される。

活動5-4：継続的な改善のため、提案された改善策の実施が運営面・効果面の両方から定期的にモニタリング・評価される。＊各セッションにおいて事前・事後調査が実施される。

活動5-5：SSを含むリスク及びリスク軽減実践に関する住民（特に女性）の継続的な教育及び行動変容の促進のため、研修その他の関連資料・ツールが定期的に更新される。

[5] 保険対象事案の過度の発生を抑え、保険が財務健全性をもって機能していくためには、加入対象者のリスクに対する理解向上や、リスクへの適切な対応に必要な態度や行動変容が必要である。従って、リスクや、リスク対応、保険に関する一過性の説明会を通じたものに留まらず、加入対象者が無意識のうちに自然と好ましい態度や行動をとるよう方向づけられるとともに、PKSFが重視する「ナッジ・アプローチ」の検討・活用を含め、具体的な意識向上、行動変容の方策の提案を求める。

成果5に係る現地研修の想定規模は以下のとおり

目的	成果5の達成に資する研修
実施回数	約10回
対象者	PKSF、POsのスタッフおよびメンバー
参加者数	約20～50名/回
開催期間	約1～3日/回
実施場所	PKSFと協議の上、決定する。
実施形態	主に対面を想定

成果６に関わる活動 *本事項は主に長期専門家の活動分野となりますが、成果横断的な活動を想定しております。別紙2「共通留意事項」2. 選択事項及び別添1「別途派遣する専門家の業務内容」をご確認ください。

活動6-1：関係者（FID、IDRA、MRA、UNDP等）との情報交換が行われる。

活動6-2：ワーキンググループの仕様書が作成される。

活動6-3：ロードマップ策定のためのワーキンググループが設立される（必要に応じ、外部専門家及び規制当局を含む）。

活動6-4： MBA型組織又はその他の組織形態の制度化に向けた課題が特定・分析される。

活動6-5：PKSF及び関係機関により、MBA型スキーム又はその他の組織形態の制度化に向けた戦略的方向性が決定される。

活動6-6：活動6-5で決定された方向性に沿って、ロードマップの素案が作成される。

活動6-7：参加機関の役割・責任が定義され、ロードマップ達成に向けたアクションプランが策定される。

活動6-8：ロードマップが最終化され、今後の措置・行動に向けてPKSFにより承認される。

活動6-9：ロードマップの実施及び低所得層向けリスク軽減サービスの効果拡大に向けた協働機会を特定するため、戦略的な広報活動が実施される。

（2）本邦研修・招へい[6]

本プロジェクトでは、本邦研修・招へい事業を実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。以下は本邦研修を想定した場合の規模となる。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。特に成果6に関連するマイクロ保険規制に係る内容を検討する。
実施回数	合計1回
対象者	PKSF及びマイクロ保険規制に密接に関係するプロジェクト関係者
参加者数	約8名/回（準高級2名、一般6名を想定）
研修日数	約　10日（移動日を含む）/回
留意事項	PKSFとの協議次第では「第三国研修」とする場合がある。

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）

[6] バングラデシュでは、マイクロ保険の規制枠組みや共済の位置づけが、UNDPが実施する「マイクロ保険規制枠組み開発イニシアチブ」などを通じて検討されている途上にある。低所得者向けの保険提供を進める規制枠組みや制度、またそれらが実際に機能している事例を現地で見る機会は重要である。加えて、PKSF、POs、政府・規制当局関係者が一堂に会し、関係者間で知見や課題認識を共有することは、バングラデシュでの今後のマイクロ保険の制度化およびその規制環境を考える上で有効と考える。参加者の選定や留意事項を含め、制度化に具体的につながる研修の内容と方法の提案を求める。

- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② モニタリング、効果およびインパクトの把握[7]

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクト開始時にモニタリング、効果およびインパクト把握に係るメカニズムを構築する。本メカニズムはプロジェクト全体に対するものであるが、以下については個別に検討する。
  - ✧ 成果 2 で開発する新規自然災害保険（洪水保険等）との関連で、プロジェクト期間中に災害が発生した場合、例えば、対象地域の受益世帯と非受益世帯の間で、消費パターンや生活水準、被災後の行動、リジリエンスに違いがあるかどうかを検証し、災害保険の効果・インパクトの有無、程度を把握する。そのために必要なデータが収集・蓄積されるよう、パイロットの初期段階でモニタリング方法やインパクト調査の設計をし、必要データが過不足、滞りなく収集・分析されるようにする。
  - ✧ 成果 3 においては、PKSF 及び POs を対象とし、成果 3 の活動に向けたマイクロ保険管理に関するスタッフの知識・スキル、マイクロ保険の財務的持続可能性、並びにデータに基づく運営における変化（効果）の有無やその内容、程度を把握する。
  - ✧ 成果 4 においては、ジェンダー視点を念頭においたサービスのアクセス性、利用しやすさ及び効果に関し、メンバーの満足度の把握を含めてモニタリング法の検討や調査を設計・実施する。
  - ✧ 成果 5 においては、「ナッジ・アプローチ」を念頭に、PKSF とのすり合わせを行い、介入効果の有無や程度について把握する。
- なお、効果把握やインパクト調査の実施に当たっては、例えば AI 活用含め、追加的な調査負担を抑えつつ頑健な効果検証を行う手法の検討が望まれる。なお、データの収集・分析に際し、PKSF 及び POs 側の管理情報システム（MIS）自体の改修は本業務の範囲に含まないが、既存データや新たに取得するデー

[7] パイロットからのマイクロ保険を含むリスク軽減サービスのスケールアップ、制度化、さらなる普及を目指すためには、パイロット、各成果での取り組みの効果検証と、プロジェクト全体としての最終受益者へのインパクト把握、要因分析が極めて重要となる。これら効果やインパクト検証は、単なる介入前後の比較では把握できないこともあり、プロジェクトの初期段階で、どのようなデータをいつ、誰が、どのような方法で誰を対象に収集し、分析するかを詳細に設計し、モニタリングやインパクト調査関連活動等に反映させていく必要がある。インパクト調査としては、ランダム化比較試験（Randomized Controlled Trial、RCT）も考えられるが、倫理面での懸念および費用が相対的に高価という難点もあるため、AI活用含めた旧来手法の代替も含め、調査の設計や手法にかかる具体的提案を求める。

タを性別他属性により整理、分析することは期待される。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に PKSF および発注者と協議し、合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び PKSF の合意を得ることとする。
- 本事項に付随する業務において、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託で実施することを認める。

③ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等

１．報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	1部
半期報告・レビュー報告書	6か月ごと	日本語/英語	電子データ	1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	-
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語/英語	CD-R	1

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは PKSF 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書。なお、最終的な構成については必要に応じて JICA との協議を通じ変更を検討する。）

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ DAC６項目評価
⑥ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）
⑦ 添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
　　（ア)PDM（最新版、変遷経緯）

(イ)業務フローチャート
(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
(エ)人員計画（最終版）
(オ)研修員受入れ実績
(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
(ク)合同調整委員会議事録等
(ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書
発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料
本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。
（１）成果 2 活動 2-1 で実施される実行可能性調査に関する報告書
（２）成果 2 で実施されるパイロット活動に関するインパクト調査報告書
（３）成果 3 で実施される組織評価に関する報告書
（４）成果 4 で実施されるサービス提供に関する評価報告書
（５）成果 5 で実施されるメンバーにおける状況評価に関する報告書
（６）その他、プロジェクト内で作成するガイドブック等

３．コンサルタント業務従事月報
業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。
（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（４）活動に関する写真

第６条　再委託
本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。（ただし、あくまで想定であり、４（３）②も念頭に、提案書において別の形で検討、提示することは可能。）

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ベースライン調査	ベースライン調査を実施する。	1回	本見積
2	エンドライン調査	エンドライン調査を実施する。	1回	本見積

第７条　機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１：案件概要表

別紙２：共通留意事項

別紙３：共通業務内容

別添１：（参考）別途派遣する専門家の業務内容

別紙１
作成日：2026 年 10 月 13 日（火）
業務主管部門名：ガバナンス・平和構築部
課名：ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件概要表

１．案件名（国名）

国　名： バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）
案件名： （和名）包摂的リスク緩和・マイクロ保険プロジェクト
（英名）The Project for Inclusive Risk Mitigation and Micro Insurance

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における当該国における低所得層向け、特に女性向けのリスク軽減・保険サービスの現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュは気候変動の影響を受けやすく、近年では 2024 年に発生した大型サイクロンの影響で約 375 万人が被災する等、世界で最も気候変動に脆弱な国の一つとされており[8]、自然災害は同国低所得層に対する大規模なダウンサイドリスクである。同国の低所得層はリスク対応に際し、マイクロファイナンス機関（Micro Finance Institutions、以下「MFIs」）、インフォーマルレンダー[9]、親族等からの借り入れ等で対応しているが、これらの事後的な対応策では不十分かつ不安定であり[10]、将来のリスクに備える手段としての保険サービスへの低所得層のアクセスは非常に限られている。保険開発規制局（Insurance Development and Regulatory Authority、以下「IDRA」）が公表する年次データ（2024-2025）によれば、同国の 2024 年保険浸透率は GDP 比の約 0.36%[11]に留まっており、貯蓄・融資・送金といった他の金融サービスと比較して、保険は低所得層への普及が著しく遅れている分野である[12]。他方、低所得層は災害リスクの高い立地に居住し、健康リスクも相対的に高く、一度のショックが資産の売却や高利借入を通じて長期的な貧困の罠に直結するため、本来最も保険を必要とする層である。すなわち保険は、最も必要とする層に最も届いていない金融サービスであり、この構造的なギャップの背景には、①サービス提供側に、低所得層へのサービス提供が高リスク・高コストになるため忌避感があること、②サービス需要側の問題として、保険知識・理解の不足や保険料の支払い能力の問題があること、③低所得層向けの小口のマイクロ保険提供にかかる政策、制度、規制が十分に整備されてい

---

[8] Bangladesh Country Profile – March 2026, Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (2026)
[9] インフォーマルレンダーとは、正式な金融機関として金融監督庁等の規制監督下にない高利貸や街金等の金融機関等を指す。
[10] JICA『金融包摂に係る情報収集・確認調査』最終報告書（Financial Inclusion for Disaster and Climate Resilient Households and Communities, InM, 2017年9月）
[11] 保険開発規制局2024-2025年次報告書 表1、p.8 （IDRA Annual Report 2024-2025 Table 1, p.8
[12] Inclusive insurance and risk financing in Bangladesh Snapshot and way forward 2024 (UNDP, 2024)

ないことがあげられる。特に、農村の女性はリスクに対しより脆弱であるにもかかわらず、相対的に低い識字率・教育レベルの問題から保険理解が難しい、資産や収入が少なく支払い能力が低い、政策・制度機関や保険提供組織が男性中心であるがために女性のニーズに基づいた保険サービスの開発・提供が遅れている等の理由により、更に保険サービスの利用が難しい状況に置かれている。こうした中、低所得層、特に女性の気候変動を含むリスクへの対応力を強化するため、低所得層向けの小口のマイクロ保険という金融サービスに加え、保険教育等非金融サービスも含めた包括的なリスク軽減サービスの開発、提供促進を官民協働で行っていくことは急務である。

バングラデシュでは、政府の中期開発計画である「第 8 次五カ年計画（2020-2025）」において「包摂的成長（prosperity for all）」の実現と雇用創出・貧困削減が中核目標とされている。同計画では、ジェンダー平等の推進が横断的課題として位置づけられ、「女性の経済的エンパワメントの強化」や「金融サービスへのアクセス拡大」が明記されている。さらに、気候変動への対応については「バングラデシュ・デルタ計画 2100（Bangladesh Delta Plan 2100）」が長期戦略として策定され、「気候レジリエンスの強化」が国家的な開発課題として明示されている。両政策の中で貧困層、特に女性は、低所得でありかつ災害リスクに最も脆弱であり、従来の保険制度では十分に対応できていないことが指摘されている。加えて、2026 年 2 月に発足した現政権が策定した「改革と開発のための 5 カ年戦略枠組み（2026 年 7 月～2031 年 6 月）」[13]は、「すべての人々への質の高い教育と保健医療」「普遍的な社会保護」「生活・自然・環境・水資源の管理」を含む、10 の包括的な国家目標を定めている。本事業は、低所得層の社会福祉、気候変動適応、及びジェンダー包摂性という観点から、これら国家目標に合致している。

本案件は、マイクロファイナンス機関（MFIs）に対して資金供与及び能力強化支援を行う財務省傘下の中核支援機関であるポリ・コールモー・ショハヨーコ基金（Palli Karma-Sahayak Foundation、以下「PKSF」）と、長年農村の女性に小口融資他を提供することで、生計の安定と改善を支えてきた PKSF のパートナー MFIs（以下、PKSF の用語に従い、「POs」[14]と略称する）との協働を通じ、気候変動リスクの高い地域に生活する者を含め低所得層、特に女性向けにマイクロ保険を含めた包括的リスク軽減サービス提供を促進するものである。気候災害の激甚化は POs の貸倒れリスクを高めてその経営基盤を損ない、ひいては MFIs への資金卸売を担う PKSF の基盤にも波及するため、リスク軽減サービスの拡充は、PKSF にとって社会的ミッションの遂行と組織の財務的持続性の確保の双方に資する取り組みであり、同機関の戦略計画（2025-2030）[15]においてもリスク軽減サービスは中核的な柱として位置づけられている。2019 年から 2025 年に実施された JICA 技術協力プロジェクト「金融包摂強化プロジェクト」（Inclusive Risk Mitigation Program for Sustainable Poverty Reduction、以下「IRMP」）ではリスク軽減サービス「シュロッカ・サービス」（Surakkha Service、以下、「SS」：シュロッカとは「防護」等の意味）を開発した。本案件は SS の改善や拡大、マイクロ保険に関する制度化に向けたロードマップ策定を行うことを想定しており、国家の開発計画及び政策優先事項に合致する極めて重要な取り組みである。

---

[13] The Five Year Strategic Framework for Reform and Development (July 2026 – June 2031)
[14] POsは、「Partner Organizations」の略称である。
[15] Strategic Plan 2025-2030 Financing Inclusive Growth (PKSF, 2025)

（２）バングラデシュに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

我が国の 2018 年度対バングラデシュ国別開発協力方針では、「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」と「社会脆弱性の克服」を重点分野としている。また社会脆弱性の克服の中では、防災・気候変動対策及び農村部の生活環境改善・生計向上に資する支援を行うとしている。「JCAP 国別分析ペーパー」（2023 年 3 月）でも、分野横断課題として「気候変動対策」及び「ジェンダー主流化」を重視するとともに、「地方開発プログラム」及び「防災・気候変動対策強化プログラム」を協力プログラムとして位置づけている。また、JICA ではグローバルアジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」のもとにジェンダーをセクター横断的に取り組む事項と位置づけ、さらに、そのうちの一つのクラスターとして、少女や女性のニーズに即した利便性の高い商品・サービスの開発提供促進を含む「ジェンダースマートビジネス振興クラスター戦略（Gender Smart Business、以下「GSB」）が立てられている。

こうした協力方針を踏まえ、IRMP ではバングラデシュ沿岸部のサイクロン頻発地域の低所得層、特に女性を対象にした簡易、安価、安心なインデックス型のサイクロン・シュロッカ（Cyclone Surakkha、以下「CS」）、保健、家屋、保険加入者の死亡等に対するリスク軽減サービスの SS、さらにリスク・保険教育を組み込んだ包括的リスク軽減サービスが POs を通じてパイロットで開発・提供され、さらにプロジェクト終了後の方針案をまとめた「ディスカッションペーパー」（Discussion Paper、以下「DP」）も作成された。SS は、7 つの POs の 14 支店を対象に実施され、プロジェクト終了時点で推定 2 万 3 千人が加入し、うち 9 割以上を女性が占めていると考えられる。プロジェクト終了後、PKSF は POs との連携を通じて提供する「予防的ヘルスケアプログラム」（Preventive Health Care Program、以下「PHCP」）に CS を除いた SS に係るサービスを組み込んで運用している。PHCP は、IRMP 実施時（7POs・14 支店）から大幅に拡大した 39 の POs、454 支店で運用されており、支店数ベースでは IRMP 実施時（7POs・14 支店）の約 32 倍の規模に達しているため、IRMP の成果が持続的に拡大する可能性がある。

総じて、本案件は、社会脆弱性の克服、気候変動対策、そしてジェンダー平等推進という同国への協力方針と合致するものであり、IRMP での実積を踏まえ、リスクに脆弱な低所得層、特に女性を対象としたリスク軽減サービスの拡充、そのインパクトの拡大に向けた体制整備づくりを後押しするものである。

（３）他の援助機関の対応

PKSF は、アジア開発銀行が支援した Developing Inclusive Insurance Sector Project （2014 年まで）において開発された家畜保険を有しており、IRMP の SS にも取り入れられている。[16]その後、スイス開発協力庁（Swiss Agency for Development and Cooperation、以下「SDC」）が、2017 年に Bangladesh Microinsurance Market Development Project（以下、「BMMDP」） を開始、2023 年からは Phase II （2023-2027）に入っており、家畜保険に加えて、穀物保険も対象にしたアプローチを行っている。Korean International Cooperation Agency（KOICA）が資金提供し、World Food Program（WFP）と国際 NGO である Oxfam

[16] DIISP - Palli Karma-Sahayak Foundation (PKSF)

が実施したClimate Risk Insurance Projectでは、インデックス型洪水保険のパイロット事業が展開された。その成果を踏まえ、ダッカ大学は2024年12月から2025年1月にかけて気候リスク保険に関する短期研修を実施し、その知見の普及と人材育成に取り組んだ。その後、国連開発計画（United Nations Development Programme、以下「UNDP」）は、ダッカ大学と連携し、包摂的保険の設計・提供を担う専門人材の育成を目的として、「International Certification in Inclusive Insurance」を2026年5月に創設した。

3．事業概要

（1） 事業目的

本事業は、バングラデシュにおける低所得層、特に女性のリスク対応力強化のため、マイクロ保険とリスク・保険教育等を組み合わせた包括的リスク軽減サービスの試行的提供、関係機関の組織能力強化及び関連する規制・制度に係るロードマップ作成を行うことによる包括的リスク軽減サービスの持続的拡充と普及を目指すものである。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名

バングラデシュの全管区（一部活動は特定の地域、特定の POs を選定する。）

（3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：PKSF プロジェクト担当部局 General Service Department, Special Program-Social 及び POs の担当者
間接受益者：PKSF の他部局、プロジェクト参加以外の PKSF の POs、金融機関局（Financial Institutions Division、以下「FID」）、マイクロクレジット規制庁（Microcredit Regulatory Authority、以下「MRA」）、IDRA
最終裨益者：PKSF のサービスを受ける低所得層、特に、女性

（4） 総事業費（日本側）

3.8億円

（5） 事業実施期間

2027年1月～2029年12月を予定（計36カ月）

（6） 事業実施体制

実施機関：PKSF

（7） 投入（インプット）

1）日本側

① 専門家派遣（合計約44.65M/M）： 総括/リスク軽減サービス、保険開発・マネジメント、ジェンダー、保険政策・制度、研修企画/業務調整）

② 国内研修、第三国研修、本邦研修：（マイクロ保険に係る規制及び制度、必要に応じて）

③ 機材供与：（その他必要機材、必要に応じて）

④ 現地再委託

２）バングラデシュ国側

① カウンターパートの配置

② 国内におけるプロジェクト業務のための、バングラデシュ側プロジェクト・チームの旅費

③ 技術協力に関連する利用可能なデータ（地図及び写真を含む）並びに情報。

（８） 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

2.(1)及び 2.(2)のとおり

２）他援助機関等の援助活動

世界銀行が 2025 年 12 月に追加融資を決定した Recovery and Advancement of Informal Sector Employment（以下「RAISE」）は、PKSF を実施機関とする起業及び雇用創出支援事業であり、PKSF は IRMP も参考にリスク削減の要素を取り込むことも検討している。

UNDP は、IDRA と連携し、マイクロ保険規制枠組み（National Microinsurance Regulatory Framework）の策定を目的とした「マイクロ保険規制枠組み開発イニシアチブ（Development of Microinsurance Regulatory Framework Initiative）」を進めている[17]。本プロジェクトの成果 6（包括的リスク軽減サービスの制度化に向けたロードマップ策定）の方向性に重なりがあり、極めて重要なインパクトを与えると考えるため継続的にフォロー、連携をしていく。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最低限であると判断されるため、カテゴリ C に該当する。

２）横断的事項：

【気候変動】

本事業は、気候変動の影響を受けやすいバングラデシュ国内の低所得者層を対象に、サイクロン・洪水等の気候変動関連リスクに対応するマイクロ保険、包括的リスク軽減サービスの開発・普及を成果としているため、気候変動への適応に資する可能性がある。また、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と矛盾がないものである。

【障害配慮】

[17] Towards a Microinsurance Framework to Protect Vulnerable Communities from Climate and Economic Shocks | United Nations Development Programme

本事業が連携する PHCP は、対象の優先群として高齢者及び障害者を含めており、本事業を通じた PHCP とのサービス連携強化は、障害者を含む脆弱層への裨益にも資することが想定される。

【人々の幸福（Human Wellbeing）】

本事業が改善・拡充を図る SS には、出産・手術・入院に係る医療費を補償するヘルス・シュロッカ（Health Surakkha）が含まれる。これにより、対象受益者が経済的負担を理由に医療機会を逃すことを防ぎ、受益者の身体的に良好な状態の確保に資することが想定される。

【貧困対策】

本事業はバングラデシュにおける低所得層、特に、女性のリスク軽減を目指すプロジェクトであり、プロジェクト効果は貧困層へ直接的に裨益するため、「貧困対策案件」に分類される。

3）ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

バングラデシュにおける農村女性は、所得・資産、保険知識等の制約により保険へのアクセスが限定され、女性のニーズを反映したリスク軽減サービスの開発・提供が十分に進んでいないなどジェンダーに基づく課題がある。それに対し本事業では、女性メンバーのニーズ及びサービスへのアクセス上の課題を把握し、女性対応型サービスの改善、PKSF・PO 職員への実践的なジェンダー研修、リスク・保険教育及び行動変容を促進するため。

（１０）その他特記事項

無し。

4．事業の枠組み

（1） 上位目標：

気候変動リスクを含む様々なリスクに脆弱な低所得層―特に女性メンバー ―を対象に、成果 6 で策定されたロードマップに基づき、包括的リスク軽減サービスの提供及び利用が拡大される。

指標及び目標値：

① ロードマップに基づき、包括的リスク軽減サービスを利用する世帯／人数が、プロジェクト完了後 3 年以内に XX%増加、または YY に達する（女性受益者の数及び割合も併せて測定）。

② ロードマップに基づき、包括的リスク軽減サービスを提供する POs の数が、プロジェクト完了後 3 年以内に XX%増加、または YY に達する（地理的カバレッジを補足データとする）。

③ ロードマップのアクションプランに設定された主要マイルストーンのうち、XX%がプロジェクト完了後 3 年以内に予定どおり達成される。

（2） プロジェクト目標：

(a)対象層による本サービスの利用の増加及び効果的な活用、並びに(b)本サービスの制度化に向けた明確な道筋の確立を通じて、相互扶助型包括的リスク軽減サ

ービスの持続的な提供及び活用の見通しが強化される。
指標及び目標値：

1. 成果 6 の下で策定されたリスク軽減サービス拡大に向けたロードマップが、関係者間で合意される。
2. プロジェクトで開発された SS、CS 及び災害マイクロ保険への加入者数の合計が、プロジェクト終了時までに XX に達する（ジェンダー別データにより裏付け）。
3. SS、CS、災害マイクロ保険それぞれのサービス継続率／定着率が、それぞれ XX%、YY%、ZZ%を上回る水準で維持される。
4. 加入メンバーと非加入者との間で、ショックへの対処能力及び／又は行動に差異が見られる(測定のための具体的パラメータは[年]までに決定される)。

（３） 成果：

成果 1：現行の SS が改善及び拡充される。*CS はシュロッカ・サービスの対象外。**PHCP に基づく SS の構成要素も、本アウトプットの対象に含まれる。
成果 2：CS が改善されるとともに、新たな災害マイクロ保険が開発され、パイロット地域において提供される。*PHCP 実施地域の一部が、相乗効果を狙ったパイロットサイトとして想定される。
成果 3：マイクロ保険の開発、提供及び管理に係る PKSF 及び POs の組織能力が強化される。
成果 4：女性メンバー向けサービスのアクセス性、質及び効果を改善するため、PKSF 及び POs の組織能力が強化され、これによりメンバーの満足度及び組織に対する信頼性が向上する。
成果 5：低所得層（特に女性）の間で、保険を含むリスク及びリスク軽減策に関する認識・理解が促進されるとともに、「ナッジ・アプローチ」[18]を通じた行動変容が促進される。
成果 6：低所得層、特に女性を対象とした包括的リスク軽減サービスの制度化に向けたロードマップが承認される。当該ロードマップには、共済型組織（MBA）又はその他の適切な組織形態を確立するための制度改革の方向性及び具体的な行動計画が含まれる。

（４） 主な活動：

（成果 1）現行の SS が改善及び拡充される。
*CS はシュロッカ・サービスの対象外。
**PHCP に基づく SS の構成要素も、本アウトプットの対象に含まれる。

1-1. 対象地域における住民、特に女性のニーズ、状況及びリスクに対する理解・対処実践に十分配慮しつつ、現行の SS 提供状況の評価が実施される。
1-2. 集中的な支援・モニタリングの対象として、PHCP の一部支店が選定される。
1-3. 1-1 及び 1-2 の結果に基づき、より包摂的で女性に配慮した、効果的な方向性で SS を改善するための改善策が提案される。＊成果 4 の一部活動の結果もここに反映される。
1-4. 1-3 に基づき、継続的な改善を伴いながら、改善された SS が対象住民に提

[18] 行動科学の知見を活用し、人々の選択の自由を維持したまま、選択肢の提示方法や意思決定環境（choice architecture）を工夫することで、望ましい行動を自発的に促す手法である。

供される。

1-5. SS の提供状況が集中的にモニタリング・評価され、SS の継続的な改善及び展開に活かされる（1-4 及び 1-6 に還元される）。

1-6. サービス提供の継続及び今後の発展のため、SS ガイドライン及びその他の関連参考資料が改訂又は新規に作成される。

（成果 2）CS が改善されるとともに、新たな災害マイクロ保険が開発され、パイロット地域において提供される。

*PHCP 実施地域の一部が、相乗効果を狙ったパイロットサイトとして想定される。

2-1. 災害マイクロ保険のあらゆる実施スキームの可能性を検討するため、実行可能性調査が実施される。

2-2. メンバーの災害マイクロ保険に対するニーズと、実際の対処行動との間のギャップを特定するためのニーズ調査が実施される。

2-3. 対応する気候変動関連災害の種類、パイロット地域、パイロット参加 POs 及び支店、並びに必要に応じてその他関係機関が決定される。

2-4. 改善された CS を含む、選定された災害に対応する新規マイクロ保険のプロトタイプ開発の準備（データ収集・分析、組織間調整等）が実施される。

2-5. 改善された CS を含む新規災害マイクロ保険のプロトタイプが設計され、それぞれのガイドラインが策定される。

2-6. 開発・修正されたサービス運営について、PKSF 及び POs のスタッフ・マネジメント、並びに必要に応じてその他関係者に対する研修が実施され、その過程でパイロットテスト計画が策定される。

2-7. 改善点を特定するため、プロトタイプのテストが実施される。

2-8. 新規マイクロ保険のリリースに向け、研修並びに商品設計、提供、データフロー及び調整に関する修正が行われる。

2-9. 改善された CS 及び新規開発された災害マイクロ保険の提供状況が定期的にモニタリング・評価され、継続的な改善及び展開に活かされる。

2-10. ロールアウトに向け、ガイドライン及びその他の関連参考資料が最終化される。

（成果 3）SS の継続的な改善及びスケールアップを図るため、マイクロ保険を含むリスク軽減サービスの開発・提供・管理に関する PKSF 及び POs の組織能力が強化される。

3-1. マイクロ保険管理に関する PKSF 及び POs スタッフの知識・スキル、マイクロ保険の財務的持続可能性、並びにデータに基づく運営について、組織診断が実施される。

3-2. マイクロ保険の設計、管理及び提供における PKSF 及び POs スタッフの能力開発のための改善策が提案される。

3-3. マイクロ保険の財務的持続可能性を確保するための改善策が提案される。

3-4. マイクロ保険の設計、運営及び効果の継続的な改善のため、データに基づく運営を強化する改善策が提案される。

3-5. 活動 3-2、3-3 及び 3-4 で提案された改善策が実施される。

3-6. 持続的な効果を生み出すため、提案された改善策の実施プロセスが定期的にモニタリングされ、プロセスの改善が図られる。

3-7. 今後のマイクロ保険運営のため、参考資料及びツールが作成され、継続的

に更新される。

（成果 4）女性メンバーに対するサービスのアクセシビリティ、質及び有効性を向上させ、ひいては顧客満足度と組織の信頼性を高めるため、PKSF 及び POs の組織能力が強化される。

4-1. 女性メンバーに対するサービスのアクセス性、利用しやすさ及び効果に関する評価が実施される。これには、運営上のボトルネック、グッドプラクティス、及び女性メンバーに効果的に対応するスタッフの能力に影響する要因の特定が含まれる。
4-2. 活動 4-1 で実施された評価に基づき、改善策が提案される。
4-3. PKSF 及び POs スタッフに対する研修を含む、提案された改善策の実施準備が行われる。
4-4. 提案された改善策に基づく活動が実施される。
4-5. 持続的な効果を生み出すため、提案された改善策の実施プロセスが定期的にモニタリングされ、プロセスの改善が図られる。
4-6. メンバーの満足度調査が実施される。
4-7. 活動 4-1 から 4-6 までの結果が取りまとめられ、持続的な活用及び継続的な改善のための素案資料及び／又は潜在的なツールに反映される。

（成果 5）パイロット地域において、気候変動リスクを含む様々なリスク及び保険を含むリスク軽減手段に関する認識・理解を向上させるとともに、「ナッジ・アプローチ」を通じた行動変容が、低所得層（特に女性）の間で促進される。

5-1. POs メンバーのリスク軽減策に関する知識の現状を把握するため、状況評価が実施される。
5-2. 5-1 に基づき、「ナッジ」アプローチの検討を含む、リスク及びリスク軽減策に関する住民（特に女性）の認識向上、理解促進及び行動変容を促す改善策が提案される。
5-3. 提案された改善策（教材開発、POs 職員向け ToT、POs メンバー向け研修等）が実施される。
5-4. 継続的な改善のため、提案された改善策の実施が運営面・効果面の両方から定期的にモニタリング・評価される。＊各セッションにおいて事前・事後調査が実施される。
5-5. SS を含むリスク及びリスク軽減実践に関する住民（特に女性）の継続的な教育及び行動変容の促進のため、研修その他の関連資料・ツールが定期的に更新される。

（成果 6）低所得層、特に女性を対象とした包摂的リスク軽減サービスの制度化に向けたロードマップが承認される。当該ロードマップには、共済型組織（MBA）又はその他の適切な組織形態を確立するための制度改革の方向性及び具体的な行動計画が含まれる。

6-1. 関係者（FID、IDRA、MRA、UNDP 等）との情報交換が行われる。
6-2. ワーキンググループの仕様書が作成される。
6-3. ロードマップ策定のためのワーキンググループが設立される（必要に応じ、外部専門家及び規制当局を含む）。
6-4. MBA 型組織又はその他の組織形態の制度化に向けた課題が特定・分析され

る。

6-5. PKSF 及び関係機関により、MBA 型スキーム又はその他の組織形態の制度化に向けた戦略的方向性が決定される。

6-6. 6-5 で決定された方向性に沿って、ロードマップの素案が作成される。

6-7. 参加機関の役割・責任が定義され、ロードマップ達成に向けたアクションプランが策定される。

6-8. ロードマップが最終化され、今後の措置・行動に向けて PKSF により承認される。

6-9. ロードマップの実施及び低所得層向けリスク軽減サービスの効果拡大に向けた協働機会を特定するため、戦略的な広報活動が実施される。

５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件：

・PKSF によりプロジェクト実施に必要な人員及び組織体制が確保、維持される。

（２） 外部条件：

・バングラデシュの経済状況が、マイクロ保険を含む包括的なリスク軽減サービスの提供と普及を著しく阻害しない。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

（１） 前フェーズ「IRMP」（2019-2025 年）の教訓

本事業の前フェーズである IRMP では、インデックス型の CS を含む包括的リスク軽減サービス SS がパイロットで開発・提供され、モデルとしての有効性が確認された一方、以下の教訓が得られた。

第一に、災害保険は商品設計上の困難を本質的に内包する。 単年度に複数回サイクロンが襲来した場合、想定支払額が保険料収入を上回りうるほか、被災可能性の高い層に加入が偏る逆選択のリスクも存在する。このため本事業では、成果 2 において対象災害を客観的データにより被災範囲を特定可能なものに限定した上で（活動 2-3）、データ収集・分析に基づく保険数理的検証を経てプロトタイプを設計する（活動 2-4、2-5）。

第二に、SS の普及は、POs の支店とメンバーとの間に長年培われた信頼関係に支えられた。 他方、保険商品そのものに対する警戒感は依然として強い。このため成果 5 では、リスク・保険教育に加え、ナッジ・アプローチによる行動変容の促進を図るとともに、成果 3 及び 4 においてサービス提供体制の改善を通じて信頼の基盤を強化する。

第三に、IRMP 以降、蓄積されているデータは保険金支払いに関するものが中心であり、商品設計の見直しに必要な加入・解約・被災履歴等のデータが十分に収集されていない。このため成果 3 では、データに基づく運営を強化するための改善策を提案・実施し（活動 3-5）、成果 1・2 のモニタリングと接続する。

（２） ホンジュラス国「金融包摂を通じた CCT 受給者世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」

同国の最貧困層に対し、生計向上研修や家計管理研修等の非金融サービスと、金融機関による最貧困層向けの預金・融資等の金融サービスを提供し、これらの相乗効果による最貧困からの卒業を目指している。家計管理研修が預金金額の増加に効果的である等、明確なインパクトも検証されており、本事業成果 1 及び 2 で行われるリスク軽減のための金融及び非金融サービスの適切な組み合わせの検証では、これらの成果

も念頭に活動を計画・実施する。

7．評価結果

本事業は、バングラデシュの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の必要性は高い。

8．今後の評価計画

（1） 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)～(3)のとおり。なお、具体的な目標値についてはプロジェクト開始後に実施機関との協議を通じて決定する。

（2） 今後の評価スケジュール

事業完了時　　完了時評価

（3） 実施中モニタリング計画

6 か月ごとの半期報告・レビューの実施

9．広報計画

広報計画：「ODA 見える化サイト」での案件概要紹介を行う。

10．備考

無し。

以上

別紙2

共通留意事項

１．必須項目

（１）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）PKSF のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、PKSF との協働作業を通じて、PKSF がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、PKSF 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 PKSF のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

（７）他の専門家との協議

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、半期報告・レビュー報告書、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第４条「２．本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添１「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

別紙3

共通業務内容

１．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

２．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

３．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に PKSF と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び PKSF とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

PKSF と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

４．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

５．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

別添1

（参考）別途派遣する専門家の業務内容

＜ 指 導 科 目 ＞

バングラデシュ国「包摂的リスク緩和・マイクロ保険プロジェクト」成果6達成に向けた業務

＜派遣の目的＞

バングラデシュ国「包摂的リスク緩和・マイクロ保険プロジェクト」は、バングラデシュの低所得者層に対する包括的リスク軽減サービスの提供、サービスデリバリー側におけるジェンダー視点を主軸に置いた改善、最終受益者に対する金融包摂の啓発活動、共済型マイクロ保険の制度化を通じて、低所得者層における様々なリスク対応に係る負担軽減を支援する案件である。プロジェクトは6つの成果で構成されており、本専門家の主要な活動分野は成果6となる。

＜活動内容＞

成果6では、マイクロ保険における制度環境整備に関わる業務に従事する。当該専門家は、UNDP主導の「マイクロ保険規制枠組み開発イニシアチブ」と連携しながら、同イニシアチブで実施される定期協議に係るPKSF・プロジェクトチーム同席機会の確保、保険開発規制庁（IDRA）・マイクロクレジット規制庁（MRA）を含む関係機関との対話促進、自然災害を対象とした新規マイクロ保険組成プロセスへの関係者の巻き込みを行う。また、本邦・第三国研修（共済型等を含めたマイクロ保険に係る規制枠組みが機能する近隣国事例を含む）の企画・実施を通じた関係機関の共済型・マイクロ保険に係る理解の醸成、これらの積み上げを踏まえて2年目末までに設置するワーキンググループの立ち上げの支援、最終的に、共済型またはその他のスキームを踏まえた包括型リスク軽減サービスの制度化に係るロードマップの作成・承認に向けた活動を実施する。活動では、制度化に係る技術的助言に留まらず、関係機関間対話のファシリテーション等、関連事項全体の進行管理役も担う。

＜期待される成果＞

プロジェクト目標達成に向けた円滑な成果間連携及びプロジェクト成果6達成

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：金融包摂、特にマイクロ保険に関する類似業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙４　プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】対象国及び類似地域：バングラデシュ国及び南アジア地域

② 語学能力：英語。ベンガル語ができることが望ましい。
※英語の評価点に加えて、ベンガル語については、学位、資格の一部として評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2027年2月上旬に契約を締結し、2027年2月下旬を目途に現地渡航してプロジェクトを開始し、2030年1月の契約終了を目処とする。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途　約44.65人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月2.40人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。
業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

２）渡航回数の目途　延べ33回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託（詳細は第２章 特記仕様書案をご確認ください。）

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- R/D
- バングラデシュ国包摂的リスク緩和・マイクロ保険プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）
- 保険開発・規制庁（IDRA）によるプロジェクト実施における留意コメント

２）公開資料

- バングラデシュ国金融包摂強化プロジェクトプロジェクト業務完了報告書 1000055955_01.pdf

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無※ CPとの間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションは基本的にベンガル語となります。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3．プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。詳細につきましては、別添2「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

252,930,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（54,822,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	マイクロ保険パイロット活動に関する経費	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容 ２．本業務にかかる事項（１）プロジェクトの活動に関する業務 ②成果２に関わる活動	15,000,000 円	活動費一式	一般業務費（セミナー等実施関連費）
2	マイクロ保険パイロット基礎調査に関する経費	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容 ２．本業務にかかる事項（１）プロジェクトの活動に関する業務 ②成果２に関わる活動	5,500,000 円	調査費一式	一般業務費（セミナー等実施関連費）
3	マイクロ	「第２章 特記仕様書案	10,000,000	調査費一式	一般業務

	保険パイロットインパクト調査に関する経費	第４条.業務の内容 ２．本業務にかかる事項（１）プロジェクトの活動に関する業務 ②成果２に関わる活動	円		費(セミナー等実施関連費)
4	成果3に係る現地研修	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容 ２．本業務にかかる事項（１）プロジェクトの活動に関する業務 ③成果３に関わる活動	5,000,000円	活動費一式	一般業務費(セミナー等実施関連費)
5	成果4に係る現地研修	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容 ２．本業務にかかる事項（１）プロジェクトの活動に関する業務 ④成果４に関わる活動	5,000,000円	活動費一式	一般業務費(セミナー等実施関連費)
6	成果5に係る現地研修	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容 ２．本業務にかかる事項（１）プロジェクトの活動に関する業務 ⑤成果５に関わる活動	5,000,000円	活動費一式	一般業務費(セミナー等実施関連費)
7	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	「第２章 特記仕様書案 第４条(２)本邦研修・招へい」	9,322,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月 で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月、3号0.5人月：研修内容を踏まえ 提案、見直し可）、直接経費(1,314,000円)	報酬 国内業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙４：プロポーザル評価配点表
別添２：プレゼンテーション実施要領

別紙4

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（1）類似業務の経験	6	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
2．業務の実施方針等	**(70)**	
（1）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（2）要員計画／作業計画等	(10)	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
3．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
1）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**(20)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
2）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**(－)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
3）業務管理体制	**(－)**	**(4)**

別添２
プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に１名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者及び副業務主任者以外に１名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

１．実施時期：　「第１章 企画競争の手続き」の「２．（３）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

２．実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（１）一社あたり最大、プレゼンテーション１０分、質疑応答１５分とします。
（２）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以　上